

( 抜 粹 )

総行行第 125号  
総行市第 45号  
総行経第 41号  
総財公第 81号  
平成29年6月9日

各都道府県知事  
各都道府県議会議員  
各指定都市市長  
各指定都市議会議員  
殿

総務大臣  
(公印省略)

地方自治法等の一部を改正する法律の公布及び施行について (通知)

地方自治法等の一部を改正する法律 (平成29年法律第54号。以下「改正法」という。)は、平成29年6月9日に公布され、下記第五に掲げる日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項にご留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対して、この旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

また、改正法の施行に伴い、今後、必要な政省令の改正等を行うこととしており、これに係る留意事項については、別途通知する予定です。

なお、本通知は、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 地方自治法の一部改正に関する事項

二 監査制度の充実強化

3 監査体制の見直し

ア 条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるものとされたこと。(第196条第1項関係)

当該条例の提出権は、長並びに議員及び委員会の双方に存するものであるが、当該条例を制定するかどうかは、監査委員と議会の監視機能における役割分担の観点等を踏まえ検討されたいこと。